

2009 年人権報告書：カメルーン

民主主義・人権・労働局

2009 年人権状況に関する国別報告

2010 年 3 月 11 日

カメルーンは、約 1,800 万人の人口を持つ強権大統領支配の共和制国家である。その政治は複数政党制に基づくが、カメルーン人民民主連合（CPDM）が 1985 年の創設以来実権を握っている。大統領が、立法をコントロールし、法令を定める権力を持っている。2004 年に、CPDM リーダーのポール・ビヤが大統領に再選され、1982 年以來その地位を占めてきた。選挙は、特に有権者登録プロセスにおける不正行為により損なわたものであったが、選挙結果は有権者の意思を示すものであるというのが選挙監視人の結論であった。2007 年の国会議員選挙と地方議会選挙は、内外の選挙監視人によれば、有権者登録における障害と不正投票防止の不徹底などで著しく不都合なものであったと言われている。治安部隊の実質的なコントロールは概ね文民統制下にあるが、治安部隊が政府当局の権限を独自に行使することが時々ある。

治安部隊による拷問、殴打などの虐待行為が、特に拘束者や囚人に対する人権侵害行為として行われている。刑務所の環境は、苛酷で、生命の脅威を与えるような状況にある。分離を唱える市民、国内の人権監視者・人権活動家、政府発行の身分証明書を持たない者などが当局による恣意的逮捕に遇っている。長期化した、また時には隔離施設に入れられた審理前拘留やプライバシー侵害などの事件が起こっている。また、政府は移動の権利を妨げている。そのほかにも次のごとき問題がある。役人の汚職の蔓延、女性に対する社会的暴力と差別、女性器の暴力的切除（FGM）、主に子供を対象とした人身売買、ピグミーなど先住民に対する差別、ホモセクシュアル、などの問題があげられる。政府は、労働者の権利および独立の労働組合の活動を制限している。児童労働、世襲奴隷、児童を含む強制労働、なども問題である。

人権尊重

セクション 1 人の完全性に対する尊重（以下のものから免れる自由の尊重）

a. 強制的あるいは不法な生命の剥奪・損失

政府機関またはその代行機関が政治的意図で殺人を犯したと言う報告は一つもないが、治安部隊が不法な殺人を犯したと言う報告はある。また、役人の過度な実力行使の事件いくつかあるが、政府がそれらの殺人の責任者を告訴することは稀である。

10 月 28 日、西部地区アッパープラトー師団の司令官であったジーン・ピエール・カゴンベ大尉が、職人ジーン・バプティステ・カムガインを身元確認の後に撃ち殺した。新聞報道によれば、カゴンベとカムガインは、あるバーで一緒に飲んでいて、カムガインは先にバーを出た。まもなくして、カゴンベと憲兵パトロールがカムガインに出くわし、身分証明書の提示を求めた。カムガインは驚き、さっきまで一緒に飲んでいなかったかとカゴンベに言った。酔っていたカゴンベは、銃を抜きカムガインを撃ち殺した。しかし、警察によれば、カムガインは、法に従うことを拒んで逃げようとしたところ、捕まり、カゴンベ大尉の銃をつかんだため、誤って撃たれた。捜査は年末時点で進行中である。

11月15日、二級警官で中央地区バフィア、ムバム、イノウボウの師団の公安副署長のオリビエール・ビロット・エホンゴが、バフィアの検事補であった妻のマーティン・バージニー・エホンゴを、嫉妬に絡む争いの後、撃ち殺した。12月1日に、国家治安総局（DGSN）は、エホンゴを3カ月の停職処分としただけで、懲戒処分や法的処分は下さなかった。エホンゴは、事件の後も拘束を免れ、年の末には警官に復帰することを望んだ。

政府は、2008年2月の暴動における治安部隊の殺害行為に対し何のアクションも取っていない。この暴動は、ヤウンデとドゥアラを含む31の地区に広がり、政府により弾圧されたものである。この暴動における死者は、政府発表では40人となっているが、La Maison des Droits de l'Homme（人権の家）などの非政府組織（NGO）によれば、治安部隊は100人以上を殺したと言われる。（セクション2.b参照）

2008年と違い、この年には、治安部隊による虐待行為による囚人の死亡の報告は一つもなかった。

7月16日、ヤウンデのムフォンディ高等裁判所は、グレゴリー・ディボウレおよび反対グループに属していたSDFの21人のメンバーを殺害した2006年の事件の被告に対する裁判を無期限延期とした（ディボウレ殺害の容疑者は社会民主戦線（SDF）委員長のニ・ジョン・フル・ンディであるとされていた）。この決定は、3月5日、3月26日、5月28日及び6月11日に行われた審問の期間中に裁判所が3度にわたり延期を発表した後を受けて行われたものであった。

この年には、窃盗の容疑者に対する社会的暴力と即決裁判により死亡する者が出た。政府がこれらの集団暴行を告訴することはめったにない。そのためか、殴ったり火を浴びせたりした集団暴行で死亡した者の数は2008年には13人と報じられていたが、今年は18人に増えたといわれている。

5月初めには、ドゥアラの市民達が押し込み強盗を殴って殺したが、逮捕されたと言う報告はない。

8月19日には、バハウサムに隣接するカンコップIIの市民たちが鶏を盗んだ疑いのある者に火を浴びせて殺した。この時も加害者が逮捕されたり、罰せられたりすることはなかった。

集団暴行は、警官の怠慢と多くの重罪犯が起訴されずに釈放されることに対する不満からくるものがほとんどである。

b. 拉致

この年には、政治的意図による拉致の報告は一つもなかった。

c. 拷問およびその他の残虐・非人道的または屈辱的な取扱もしくは刑罰

憲法および法は、このような行為を禁じているが、治安部隊による拷問、鞭打ち、ハラスメント、あるいは市民、囚人および拘束者への虐待を伝える信ずべき報告がある。ただ、その様な報告は前年よりは少なくなった。政府が、そのような事件に関与した役人を捜査したり罰したりすることは稀である。

治安部隊が、拘束者を拷問やむち打ちを与えるために特別な施設に拘束者を連行するという報告もある。また、治安部隊は、女性、児童および高齢者を虐待の対象としているとも言われている。

1月22日に、新入りの兵士たちが、タクシー運転手との口論の後で、ノースウエスタン地域のンソー（バフット）の住民20数人を殴った。地区の役人は、当局がアクションを取ると約束したが、この年の終わりになってもまだ捜査は始まらなかった。

9月17日に、ドゥアラの警察官たちが、ドゥアラ拠点の民間テレビ局チャンネル2 インターナショナル（Canal 2 International）のために働いていたカメラマンのフレディ・ヌクーエを殴りシャツを引き裂いた。事件は、同カメラマンが取材中の反政府カメルーン人民連合の二つの分派に対する裁判を行っていたドゥアラ裁判所の前で起こった。国際ジャーナリスト連盟は、この「暴挙」を非難したが、ヌクーエは告訴しなかった。

西部州の弁護士で自由人権同盟のメンバーであるジョセフ・ラボアジエール・トゥサピーは、2008年3月のインタビューで、治安部隊が2008年2月暴動で逮捕された人々を痛めつける取り扱いについて話しをした。彼が言うところでは、治安部隊は、拘束者たちを裸にしたり、殴ったり、タイヤを燃やした灰や砕けたガラスの中に放り出したりして激しく傷つけたと言う（セクション2.b.参照）。加害者を特定することが難しいこともあり、年末になっても、自由人権同盟などの人権団体は、犠牲者の両親や家族と共に、正式訴えのための情報まとめ中であった。

2008年の暴動で逮捕されたドゥアラ大学の学生ベルナード・ソングに殴打を与えた治安部隊のメンバーに対しては何のアクションも取られなかった。ソングおよび一緒に逮捕された2人は、司法警察管区の監房で激しい殴打を受けたと言われる。裁判を取材していたジャーナリスト達は犠牲者の身体に殴打の跡が見られたと報じた。

刑務所と拘留センターの環境

刑務所の環境は依然として苛酷で、生命を脅かされるような状況にある。刑務所は著しく過密で、不衛生な状態にある。国家人権・自由委員会（NCHRF）が2008年に報告したところによると、囚人1人当たりの食費は、一日当たり100 CFAフラン（21セント）以下であるという。医療および衛生設備の欠如は、すべての刑務所に共通することだが、きわめて問題である。

5月にドゥアラのニューベル刑務所を訪問した際、看守による残虐行為の話は囚人たちから聞かされた。加えて、看守と地元のNGOによれば、囚人たちは互いにレイプし合っているということであった。

多くの国際人権団体や囚人たちの話によると、拷問も広く行われているようである。しかし、殆どの報告は、官憲の報復を恐れてか、もしくは司法制度に関する無知のためか或いは司法に対する信頼の欠如のためか、犠牲者の名前を特定していない。

ニューベル刑務所や治安部隊による犯罪が野放しに行われている拘置所においては、看守は囚人に殴打を負わせ、監房で鎖につなぎ、時々むち打ちを与えていると言われている。例えば、5月にニューベル刑務所を訪問した際、外国政府の職員は、反抗的で凶暴な囚人が小さな懲戒房に鎖でつながれているのを見たと言う。

警察署や憲兵所の臨時拘留房においても官憲による殴打が行われているという訴えがある。

治安部隊は、囚人や拘束者に屈辱的な扱いを与えていると言われている。裸にしたり、きわめて過密な監房に閉じ込めたり、トイレや衛生設備を使うことを許さなかったり、自白させたり容疑の罪に関する情報を引き出すために殴打を与えたりしていると言われる。審理前拘留者によれば、刑務所の看守は、さらなる虐待を免れるために看守に「監房家賃」という名目でわいろを払うよう脅されることもある。

さらに、2008年2月にヤウンデのコンデングイ中央刑務所を訪れた NCHRF 委員長のディビン・テムタ・バンダは、グレゴリー・ディボウレの死に係った多くの SDF 民兵が非人道的な扱いを受け医療ケアを阻まれたりしていることを知った。NCHRF は、このことを当局に訴え、当局はこの問題に取り組むことを同意した。

この年、政府はヤウンデの刑務所とドウアラの刑務所のために4台のトラックを購入した。10月に発表された2008年人権報告書の中で司法省が述べているところによれば、政府は、南西州のバンジェム、中央州のントゥイとンゴウモウ、南部州のベングビスに計4つの刑務所の建設を開始した。政府は、北方3州にあるンガオンデーレ中央刑務所、ガロウア中央刑務所およびマロウア中央刑務所をはじめとする7州における12か所の古い刑務所の改造あるいは修復を行った。また、政府は、ヤウンデのコンデングイ中央刑務所内に託児所の建設を完成させた。

囚人たちは、荒廃した植民地時代の刑務所に収監されているが、そこには、計画収容人数の4~5倍の数の囚人がいる。審理待ちの長期間拘留者が増えることで刑務所の過密度は更に悪化している。一部の NGO の発表した報告によれば、30~40人用の監房に100人以上が拘禁されているという。NCHRF が2008年に報告したところによれば、政府は、1万6,000人を収容するために作られた拘置所に2万3,000人を収監しているという。この年の年末時点で、拘禁者数は2万4,000人になると、司法省は発表した。ドウアラのニューベル刑務所は800人用に作られたものだが、2,813人を収監している。200人用に作られたブエア刑務所には420人が、200人用のクンバ刑務所には481人がそれぞれ収監されている。

9月に最北部州のマロウラ中央刑務所取材したメディアは、350人用に作られている同刑務所には1,000人以上の囚人が収監され、驚くほどの過密状態にあると訴える看護師の報告を伝えている。

ヤウンデのコンデングイ刑務所の収容能力は本来700人程度だが、刑務所管理者の発表によれば2008年9月時点で同刑務所には3,500人も囚人が収監されていた。2008年10月、バメンダの州刑務所当局は、当初予定の収容人数は50人以下であった刑務所に700人の囚人が収監されていることを公表した。

囚人の家族は、刑務所にいる親族に食料を差し入れることを期待されている。ニューベル刑務所では、2,813人の囚人に対し僅か7つの給水栓しかなく、不衛生、病気、死亡の原因となっている。

警察署や憲兵所にある監房や拘置所には保健医療ケアは無いに等しい。慰労ケアがないため囚人が死亡したという報告もある。9月には、マロウラ中央刑務所の看護師は、医療ケアと栄養の不足から40人の囚人が死亡したという報告を首相あてに提出した。これに応じて、政府は、刑務所の修

復を行い、食料予算を増額した。

前年とは違い、囚人虐待による死亡は一件もなかった。2008年にニューベル刑務所の囚人たちは、アーメンド・アリオウをリンチにかけるという出来事があった。アリオウは、看守長が医療手当を与えなかったため、後に独房で死亡した。この刑務所職員に対しては、この年の終わりになっても何もアクションが取られなかった。拷問撲滅のためのキリスト教徒のアクション（ACAT）は定期的に刑務所を訪れている NGO だが、その 2008 年のレポートで、ニューベル刑務所を「地上の地獄」と表現した。

ニューベル刑務所にホモセクシュアル行為で投獄された者は、他の囚人たちから差別と暴行を受けた。

刑務所職員間の汚職が蔓延している。囚人は一時釈放などの特別の待遇を得るために看守に賄賂を払っている。

女性用の刑務所は二つある。また、審理前の女性のための拘置所もあるが、女性は警察署か憲兵所に男性と混じって収容されるのが普通で、時には男性と同じ監房に入れられることもある。時には母親が子供と一緒に投獄されることがあるが、それは子供がまだ幼い場合や、面倒をみる人がいない場合などである。刑務所行政担当の国務大臣はこのことを深刻な問題と認識し、2008年9月にあった拘束者の権利に関するトレーニングセッションにおいて、「カメルーンの刑務所はもはや抑圧、拷問、あるいはその他の虐待の場とされてはならない。」と語った。

青少年の囚人は、大人と一緒に収監されることが普通であり、時には同じ監房や区画に入れられることもある。大人の囚人が青少年の囚人に性的虐待を与えているという信頼できる報告もある。たとえば、外国政府職員がニューベル刑務所を訪れた際、大人と一緒にエリアを見るよう求めた少年がいた。看守が、そのエリアでは大人が少年を虐待していることを思い起こさせたのであった。

審理待ちの拘束者も有罪判決を受けた囚人と同じ房に収容されている。

汚職で投獄された役人などの人目を引く囚人は、一般の囚人とは別に収監され、比較的寛大な取り扱いを受けている。

一時拘留センターには、大人の男も、青少年も、女も一緒に拘留される。そこでは、食べもの、水、或いは医療ケアは通常与えられない。どこも共通して過密状態にある。拘置房でなく事務所に住む許可などの優遇条件の見返りに拘置所の看守は拘束者から賄賂を受け取っている。家族が投獄を知らされた拘束者は、その親族から提供される食料や医療ケアに頼ることになる。

北部州及び最北部州では、政府が、伝統的な酋長（ラミベ）に、政府の懲役・収監システムを離れ、事実上の私的刑務所を設けて人を拘束することを許す習慣が残っている。多くの人は、ラミベに紛争の解決を頼む。伝統的な酋長をいただく地域であるレイボウバ、ガシガ、ビベミ、トゥチェボアなどでは、厳しい虐待の場と言われる私的刑務所がある。たとえば、投獄された者は腰やひざを鎖でポストにつながれることがしばしばある。

2007年には、ラミド（北部の地方の伝統的・宗教的支配者）が法執行の役人を使って、人々から

金を巻き上げたり、家畜を押収したりしていると言う報告があった。当局は、それら市民を弁護士を付けることなしに何日も或いは何週間も拘留し、それからガルーアの裁判所に送るのだが、そこでは常に起訴は却下されてしまう。

政府は、国際的人権団体の刑務所訪問を許している。この年、地元の赤十字および NCHRF は、しばしば、予告なしに刑務所を訪れた。政府は、国際赤十字委員会（ICRC）の刑務所訪問も以前から許している。

この年、政府は、おざなりながらも刑務所の改善を行い、食糧不足を補うために予算を増やした。

d. 恣意的逮捕・身柄拘束

憲法及び法は恣意的逮捕・身柄拘束を禁じているが、治安部隊は、相変わらず市民を恣意的に逮捕あるいは身柄拘束している。

2月13日、ドゥアラ1中央管区の警官が、アクワの街頭とボナンジョの近辺で12人の若い女性を売春の疑いで恣意的逮捕した。一部の女性は売春婦であったが、多くはただ町を歩いていた女性であった。2月17日、警察はすべての女性を釈放した。

警察と保安機関の役割

国家警察、国家諜報部（DGRE）、国防省、領土行政省及び一部の大統領警護隊が国内治安の責任を負っている。国防省には憲兵部隊、国軍、郡治安部隊、および DGRE が含む国防省は、大統領府の管轄下であり、結果的に大統領が治安部隊を堅くコントロールしている。国家警察には、公共治安部隊、司法警察、領土治安部隊、および国境警察が含まれる。国家警察と憲兵隊が法執行の責任を負っている。殆ど警察機能がない地方部では、一義的な法執行者は憲兵隊である。

人々は、自由の保証を得るために警官や裁判官に賄賂を払っていると言われている。検問所では、警官は賄賂を請求し、影響力のある市民たちは個人的な紛争に係る相手を逮捕し虐待してもらうために警官に賄賂を払っていると言われている。警官は無力で、未熟で、薄給で、汚職にまみれている。刑事免責も依然として問題である。政府は、権限を乱用する者を罰しようと努力しているにもかかわらず、この問題はなくなる。しかしながら、この年、不法行為に携わる警察職員への制裁が多く行われた。

人々は、警官は無力であるとみており、そのためしばしば大衆行動で正義を守ろうという動きにつながる（セクション 1.a.参照）

2008年、大統領は、8月にナイジェリアから返還された地域であるバカシ地区に警察所を設置して警官を配置する法令に署名した。2007年に、メベ・ンゴオ（当時の DGSN）は、ヤウンデとドゥアラに、プロ意識の向上と警察の存在感を示すため、新たに移動警官ユニットと警察管区を創設した。

この年、12人の警察職員に対する調査の結果、制裁が与えられた。しかしながら、汚職、公文書偽造、権限乱用、過剰実力行使、金銭強要、恣意的逮捕、脅迫、および悪質な窃盗などを犯した警

察職員に対する制裁のケースは2008年に比べると少なかった。

1月14日、メベ・ンゴオは、中央州ニヨング地区及びソオオ地区管轄の特別コミッショナーの補佐であった警察職員チャールス・ベルナード・アタンガナ・フォノを、金銭強要に対する償いは不問に付し、3カ月の停職処分とした。だが、法的措置は、その年の終わり時点でもまだペンディングとなっている。

同じく、1月14日、メベ・ンゴオは、リトラル地域（沿岸州）ムバングの警部補マーティン・メリミー・ローおよび警察職員ジョエル・メドウ・オバムを金銭強要と規律違反の罪で停職処分に処したが、法的措置は、その年の終わり時点でもまだペンディングとなっている。

9月11日に、DGSNが6月30日に任命したエマヌエル・エドゥは、東部州カデイ地区の特別警察管区の2級警察官のマイケル・ベコロ・アンゴウラおよび国境警察部の警部補バレー・ギスライン・ムボンドを規律違反と金銭強要の罪を科すことなく3カ月間の停職処分に付した。だが、法的措置は、その年の終わり時点でもまだペンディングとなっている。

逮捕手続きと拘束時の取り扱い

法は、警官による逮捕には、現行犯逮捕の時を除き、逮捕令状を取ることを求めている。しかしながら、実際には、警官はこの要件を守らないことがしばしばである。法によれば拘束者は速やかに裁判にかけられねばならないとされているが、実際にはこれが守られていない。警察は、普通の犯罪に関与した者なら24時間まで拘束してよいことが法的に許されており、起訴までに3回拘束期間を延長することが出来る。しかしながら、警察はしばしばこの定められた期間を超えて拘束することがある。法は、知事や地区の高官などの行政当局が、15日間の延長期間の間起訴せずに拘束することを許している。また、法は、拘束者が弁護士や家族と接触することを許すと規定しているが、拘束者が法廷弁護士と家族の者のいずれとも接触することを許されないことがしばしばある。法は、保釈を認め、拘束者が上告することを許し、不法逮捕を訴える権利を与えているが、これらの権利が行使されることはめったにない。

警官や憲兵は、金曜日の日中或いは午後に偽りの嫌疑で人々を逮捕する。もっとも、その様なケースは減ってきてはいる。法は、逮捕から24時間以内に司法審査を行うことを定めているが、裁判所は週末には開かれないため、金曜日に逮捕された者は、少なくとも月曜日まで拘留されるのが普通である。警官や憲兵は、私怨を晴らしたいと思っている人から賄賂を受け取ってその対象者を「金曜逮捕」する。このような行いのために警官や憲兵が制裁もしくは罰を受けたと言うケースは知られていない。治安部隊や官憲は、恣意的逮捕・拘束を続けており、起訴あるいは裁判なしに拘留を引きのばしたり、時には隔離拘留したりしている。

5月、ドウアラのニューベル刑務所は2ヶ月間の行政拘束から移送されてきた約50人を収容した。彼等はリトラル地域（沿岸州）のウオリ地区における近辺手入れの際に逮捕され、その後知事の命令で行政拘禁となっていたものである。

2008年2月暴動の際、治安部隊は、全国で1,671人を逮捕した。この数字は、2008年3月の法務省発表のものである（セクション2.b.参照）。NGOは、この数字は少なすぎると非難しており、治安部隊はデモや暴動に参加していなかった見物人も多く逮捕したと言っている。しかしながら、年

末時点で 220 人が拘留されたままになっており、収監期間が大統領恩赦を超えたためである。

たとえば、2008 年 2 月に、ヤウンデの憲兵隊がコンピュータスペシャリストのアンдре・ブライセ・エッサマを、仕事を終えて家に向かう帰路にデモの写真を撮ったとして逮捕した。その私服憲兵隊員は、エッサマを憲兵隊本部に連行し、そこで尋問を行った後、公共秩序紊乱および略奪行為の容疑で投獄した。それから 3 週間後、法廷はエッサマに対する容疑は誤りとして彼の釈放を決定した。エッサマは、二人の憲兵隊員を告訴したが、エッサマは犯人をはっきり特定出来なかったという理由で、この年の末に至るまで何のアクションも取られなかった。

6 月 24 日、ドゥアラの高等裁判所は、2008 年 4 月にリトラル地域ロウムにて逮捕されたポピュラーシンガーのラピロ・デ・ムバンガに対する 3 年懲役判決を承認した。ムバンガに対する容疑は、暴動の扇動、略奪及び 2 億 8,000 万 CFA フラン（56 万米ドル相当）の被害を与えたことだと言われている。

犯罪および盗品の近辺手入れの際に警官は令状なしに恣意的に人々を逮捕している。ごく最近では、12 月 12 日にドゥアラのデイド及びンドコティの近辺で行われた手入れの際にもそれが行われた。国民は常に身分証明を携行することが求められているため、警官は手入れの際には身分証明不携行の人々をしばしば逮捕する。

審理前拘留期間の引き延ばしはきわめて問題である。刑事訴訟法によれば、審理前拘留の期間は最長で 18 カ月である。しかしながら、HCHR がこの年発表した 2008 年を対象とする報告書によると、囚人の 62%が審理前拘留者である。また、同レポートは、審理前拘留者の最長拘留期間は 9 年であったと記している。10 月の政府統計によれば、2 万 4,000 人の拘禁者の 62.48%が裁判待ちである。そして、2008 年にカメルーン法廷弁護士協会によれば、その裁判待ちの拘留者の多くは 5 年から 10 年の間拘留されている。審理前拘留者が極めて多くなる原因としては、事案の複雑性、司法の非効率性、人材不足、汚職などがあげられている。弁護士協会は、拘留期間が長期化しているのは弁護士の不足としばしばファイルの紛失を招く不十分な書類追跡システムに関連があるとことを指摘している。

法は、捜査が終了した後、青少年を裁判なしに 3 カ月以上拘留してはならないと規定している。しかし、実際には、政府は、3 カ月以上青少年を拘留することがある。この年、ドゥアラの刑務所、ブエア刑務所、およびクンバ刑務所に収監されている年少者のあるものは 1 年以上拘禁されているという報告があった。

最近では、一部の囚人は判決が下された後に収監される者或いは裁判所の指示で釈放された後に収監される者がいるという報告がある。それらのものは通常、罰金刑に処された者が罰金を払わない場合に起こる。

例えば、この年、ニューベル刑務所には、判決が下ったにもかかわらず刑務所に留まっている者が 100 人以上いた。さらに、ブエア刑務所およびクンバ刑務所でも判決の終わった囚人を拘留している。

恩赦

2008年5月、ビヤ大統領は、2008年2月暴動に参加したために有罪となった者を含む多数の囚人に対して恩赦を与えた。

e. 公正な公判の否定

憲法および法は、司法の独立を認めている。しかしながら、司法は、依然として、行政の影響を受け、汚職と非効率も問題となっている。裁判システムは法務省の管轄下にある。大統領は、憲法では「第一裁判官」に指名されており、したがって、司法の「長」であり、理論的には、司法に対する法的認可の決定者である。しかしながら、大統領は、この役目を果たしていない。憲法の規定によれば、大統領は、法システムの保証人であるとしている。また、大統領が、高等司法審議会のアドバイスをを受けて判事を任命する。しかしながら、司法の独立性が向上する兆しはほとんど見られない。たとえば、9月に、最高裁は文化省に対する先の指示を確認し、カメルーンミュージックコーポレーション解散に関する大臣の決定は違法とした。

裁判システムには、最高裁、各10州の上告裁、高等裁判所、および58の地区それぞれにおかれた第一審裁判所が含まれる。

3月29日、大統領は、第二級裁判官のジーン・バプティステ・ペヤンブーオを職務怠慢により司法・法務サービスから外して罷免する命令に署名した。

1月初旬には、副首相および法務大臣は、刑法改正および民法と民事訴訟法の2カ国語化のためコンサルタントを雇用した。

法体系には国内制定法と慣習法が含まれ、多くの刑事訴訟および民事訴訟がそのどちらかの下に裁かれる。刑事訴訟は、一般に、制定法法廷で裁かれ、慣習法に基づく魔術を含むような裁判判決は第1審法廷としての制定法法廷に回される。地方部で用いられる慣習法は、地域で勢力を持つ民族グループの伝統に基づいており、そのグループの伝統的権威者により裁かれる。慣習法は、「自然的正義、公平及び良識」との矛盾があるケースに対してのみ有効とみなされる。しかしながら、農村部の多くの人々は、民法上の権利をまだ自覚しておらず、慣習法に従わねばならないと教えられている。慣習法は、表面上は、平等の権利と地位を認めている。しかしながら、男たちは相続や雇用における女性の権利を制限することがあり、一部の伝統的法制度においては、妻は法的にも夫の所有物として扱われる。

慣習法による裁判は、継承、相続、親権などの家族関連の民事紛争の解決の主要な手段となる。慣習法に基づく法廷は、両当事者の同意がある場合にのみ民事事件において法執行を行うことが出来る。いずれの当事者も、事件が制定法法廷で裁かれる権利を持ち、慣習法による不利な判決に対し制定法廷に上訴する権利を持つ。

軍事裁判所は、大統領がマーシャルローを宣言した場合および市民暴動や組織的武装暴力行為に係るケースの場合に、一般人に対しても法執行を行うことが出来る。また、軍事法廷は、ギャングの犯罪、山賊行為、追いはぎなどを審理する権利を持つ。政府は、これら軍事法廷の権限行使に関するガイドラインを広義に解釈し、時には武器を持った反体制グループの係る事件を裁くのに軍事法廷が使われることがある。2008年12月、大統領は、軍事司法を認め、軍事法廷に適用すべき手続きのルールを定めた新しい法律を發布した。それによれば、例えば、軍の犯罪捜査官は家宅捜索や

住居立ち入りを行うことが出来るが、差押えは、通常の法律によってのみ行う。また、国の裁判官は、事件が持ち込まれた場合、罪を犯した疑いのある者の逮捕・拘束あるいは現行犯逮捕を命じることが出来る。

法廷手続き

法は、被告を無罪と見なす公平な公聴会を認めている。陪審員制度はない。被告は弁護士と共に出廷する権利、及び適宜弁護士と相談する権利を有する。一般に被告は、証人に質問し、証人を呼び、被告に代わって弁護士に証拠を提示させることが認められている。また、被告は政府の持つ事件に関係のある証拠を入手することが出来、ケースを上訴することが出来る。選任弁護士に対する報酬は低いため、貧しい被告についての法定代理人の質はかんばしくないことがしばしばである。

4月、大統領は、国民のすべてに司法へのアクセスを与える法律扶助法案の法制化を承認した。新法により、第一審裁判所、高等裁判所、軍事裁判所、上訴裁判所及び最高裁判所に法律扶助委員会が設置された。さらに、新法は、法律扶助適用の条件を規定し、法的扶助の効果を説明し、法律扶助の停止のための条件を特定している。弁護士協会およびカメルーン女性法律家協会などのボランティア団体は、一部のケースにおいては無料支援を提供していた。新法律扶助法がこの年の末までには完全には施行されないため、まだそのような無料サービスを受けることになる。

弁護士および人権団体は、2008年2月暴動に対する政府の対応においていくつかの刑事訴訟法違反があったとみている。警察署や憲兵部隊の監房に拘留された者の中には、医療支援や弁護士との接触を許されなかった者がいた。人権弁護士のジーン・デ・デュエ・モノとACAT代表のマドレーン・アフィテは、これらの不当行為につき公に訴えた。アフィテによれば、逮捕された年少者たちは、法が命じているにもかかわらず、両親、弁護士、あるいは人権団体からの支援を受けることが出来なかった。10月及び11月に、2008年に汚職の疑いで逮捕された弁護士のポリカルペ・アバー・アバーは、裁判なしの拘留の期間が終了したので釈放するよう要求した。裁判所はその要求を拒否した。

政治囚および政治的拘束者

違法組織に所属して分離運動を行う市民の拘束などの政治的拘束の報告がある。

この年、政府は、人権 NGO に広く認められている二人の活動家の政治囚としての拘束を続けた。元保健大臣で長くビヤ大統領の側近であったティタス・エドゥゾアと1997年の選挙でエドゥゾア支援の本部長であったティエリー・アタンガナは1997年に逮捕された。3カ月後エドゥゾアは政権から離れ、大統領選への出馬を表明した。二人は、公金横領の罪で有罪とされ、15年の懲役刑の判決を受けた。エドゥゾアとアタンガナは二人とも裁判の不法性と弁護士との接触制限につき告訴した。この年の終わりに、裁判官は、この二人を新たに横領罪で訴追した。

民事裁判手続き及び改善措置

憲法及び法は、民事司法の独立を認めているが、司法は依然として行政の影響下にあり、汚職、非効率性が深刻な問題となっている。

f. プライバシー、家族、家庭、あるいは文通に対する恣意的な介入

憲法及び法は、その様な行為を禁じているが、これらの行為を行う権利は「国益に係る高度な判断」次第で行使されうる。警察や憲兵部隊が市民にハラスメントを与え、令状なしに捜査を行い、刑事免責で郵便物を開いたり押収したりしているという信頼できる報告がある。政府は、今でも、反政府活動家や反体制運動家達を監視している。時には警官が犯罪容疑者の家族や隣人を拘束することもある。

法は、警官が、犯罪の容疑のあるものを探している場合、日中であれば民家に入ることを許している。現行犯を追っている時は日中のみならずいつでも民家に入る事が出来る。

この年、南部カメルーン国家委員会（SCNC）の職員の家を監視下に置き、SCNC リーダーの家を何件か搜索し、民家で開かれていた SCNC の集会を解散させた。SCNC は、分離主義者であるため政府から違法と見なされている英語系のグループである。SCNC は、自分たちの「領域」に対する政府の「支配」は違法であるとみなしているため、自らを政党あるいは法的認可団体となるための登録を決してせず、法的資格を持っていない。

10 月、SCNC が 2003 年に提出した告訴に応え、アフリカ人権委員会は、英語系分離主義者に対する政府の犯した人権侵害は著しいものがあることを認めたが、同時に英語系分離主義者の解散を認めた。

行政当局は、警官に令状なしに近辺地区一斉手入れを行う権限を与えることが出来る。時には、そのような手入れでは、犯罪容疑者や盗品・不法品の搜索のため民家に強制立ち入りを行うことがある。治安部隊は、しばしば、近隣地域を封鎖し、組織的に家宅搜索を行い、人々を逮捕（時には恣意的に逮捕）し、不審物や不法品を押収する。2 月・3 月に、警察は、ドゥアラのアクワおよびボナンジョの地区で街頭手入れを行い、20 人以上の容疑者を逮捕した。後に治安部隊は一部を釈放したが、他のものは止め置かれ、窃盗、武力侵略、逃亡など様々な罪状で裁判所へ送られた。回収された盗品には、電子機器や携帯電話があった。

身分証明書を持っていない者は、身元が確認されるまで拘束され、その後に釈放される。警官が、電子機器や携帯電話を恣意的に押収したという訴えがいくつもある。警察を告訴した者もいる。たとえば、12 月 12 日にドゥアラのデイドおよびンドコティの近辺地区で行われた路上手入れに対する告発がある。治安部隊は、犯罪が増えており、犯罪行為を防ぐのが彼等の行動目的であると主張している。

伝統的酋長が恣意的にその土地から人を追い出すと言う告発が絶えない。それは、とくに北部州及び最北地域で見られる。この年には、この問題の更なる進展は見られなかった。

セクション 2 市民の権利の尊重（下記の自由に対する権利の尊重）

a. 言論及び報道の自由

法は、言論及び報道の自由を認めているが、実際には政府はこれらの権利に制限を課している。政府は、ジャーナリストの恣意的逮捕・拘束を行っている。政府高官や CPDM の幹部たちは、その

地位を利用して、ジャーナリストにハラスメントを与え、彼等の逮捕・拘束を奨励している。政府は、不規則に報道規則を施行し、体制批判に対してはとりわけ厳しい条件を課している。このため、ジャーナリストや報道局側に自己検閲の環境が生まれている。政府の役人は、名誉棄損法を拡張的に利用して政府を批判するジャーナリスト達を告発している。

一般に、個人は、政府の制裁を受けることなしに公然と或いは内々に政府を批判することが出来る。しかしながら、政府の政策を批判したり、反対意見を述べたりした個人や組織に対して政府役人が脅しをかけ、ハラスメントを与え、不平等な扱いをしたりしたというケースは極めて多い。

1月30日、治安担当官がヤウンデの英語高校の化学教師ローランド・フューベ・ティタを、大統領と一部の閣僚の暗殺を企てた疑いで逮捕した。その担当官は、何人かと一緒にタクシーに乗っていた時にフューベの大統領批判を耳にし、タクシー運転手に銃を突きつけて警察署へ向かうよう命じたと言う。2月4日、フューベは検察に検挙されたが、3月3日に保釈になった。フューベは、大統領に対して侮蔑的な発言をしたことで罪に問われた。このケースは、証人が法廷に現れなかったため、この年の末になってもいまだに係争中のままになっている。

政府は、日刊紙カメルントリビューンを発行している。この新聞は、抗議運動や政権に批判的な政党、支配政党を公然と批判する政党、或いは政府の計画を悪く描いて見せるような政党などを幅広く取り上げることはしない。

この年、およそ200の民間の新聞が発行されたが、殆どが、資金不足のために不定期な発行であった。定期発行が出来た新聞は25だけであったようである。新聞は主に都市部に配布され、多くは政権を批判し、汚職、人権侵害、ホモセクシュアル、経済政策などの論争を呼ぶ問題を報道している。

この年も、政府は民間の報道機関を支援する公的資金を供与した。メディアの報告によれば、政府にそれほど批判的でない報道機関を選んで資金を供与し、体制に好意的な報道をするような指示を与えた。

この年も、政府は、民間の放送、出版、ラジオ報道に干渉した。

ジャーナリストたちの逮捕、ハラスメント、脅しが行われた。7月初め、ヤウンデ拠点の民間週刊誌 *Geminal* (ジェルミナル) の編集者ジーン・ボスコ・タラは、匿名の脅迫を受けたと言われている。そこには、今は亡きブルキナベの編集者ノルベルト・ゾンゴ及び行方不明となっているフランス系カナダ人レポーターのアンドレ・キーファーに関するメッセージも含まれていたという。この脅迫は、大統領の資産の源泉に対して疑問を呈している反飢餓と発展のためのカソリック委員会の報告書を再版することを同紙が決めたことに関連している。

さらに、12月28日、裁定が変わり、タラは、ビヤ大統領に対する名誉棄損の罪で、一年の懲役と300万CFAフラン(6,000米ドル相当)の罰金の判決を受けた。タラは、ビヤ大統領がアヒジョ前大統領との政治協約を裏切ったと非難していた。

6月30日、西部州ジェレン憲兵旅団の憲兵が、バフウサムを拠点とする *Ouest Echos* (ウエストエコー紙) の発行人のマイケル・エクラドール・ペコウアを逮捕した。容疑は、地方銀行における

資金横領についての4月15日の記事による名誉棄損の罪であった。この記事で告発された二人の人はペコウアを告訴した。

2008年2月の騒動を受けて、治安部隊は、地方州政府職員の指揮の下に、ジャーナリストに対する逮捕、拘束、身体的虐待、脅迫、ハラスメントなどを行い報道の自由を規制した。たとえば、2008年9月に逮捕された *La Detente Libre* (ル・ディタンテ・リブル) の発行人ルイス・メジョはこの年の末においてもまだ拘束されたままであった。彼の上告審は12月8日に始まった。

2008年9月、独立系新聞 *L'Ouest Republicain* (ルウエスト・ルピュブリカン) の編集者マイケル・モンビオは、閣僚批判の記事を書いた後に、バフォウサムにおいて逮捕され、詐欺、脅迫未遂、名誉棄損の疑いで起訴された。9月8日、ヤウンデ第一審は、本件に対する第四回目の審問を行った。この年の終わりにおいても、本件に対する裁決はまだなされていない。

この年、警察は、ほかに少なくとも3人の高官の汚職を報道したジャーナリストを逮捕し、同様の状況で拘束した。この年拘束されたジャーナリストは合計で5人となった。

ラジオが依然として最も重要なメディアであり、殆どの方がラジオを聴いている。カメルーンにはおよそ70局の民間の非公式なラジオ局があるが、その4分の3がヤウンデとドゥアラにある。国営のCRTV放送局はラジオ放送とテレビ放送の両方を行っている。民間のラジオ局には、STV、チャンネル2インターナショナル、およびスウィートFMがある。ケーブルテレビ局はTV+だけである。政府は、CRTVプログラムへの資金供与のための税金を課しており、民間の放送局よりCRTVを優遇している。

政府は、非営利地方ラジオ放送局にも放送許可登録を求めているが、それら放送局はライセンス料の支払いを免除されている。商業ラジオ・テレビ局を開設しようとするものは、ライセンス登録申請をし、申請時に申請料を払わねばならない。ライセンスが認可されると、放送局は年間ライセンスフィーを支払わねばならないが、それは一部の放送局にとってはかなりの負担となる額である。この年、政府から新たに放送ライセンスの認可を受けたところはなかったが、政府の行政裁量政策の下で、ライセンスなしに放送を行う会社もあった。

8月17日、ヤウンデを拠点とするスカイワンFMラジオ局は、その最も人気のある番組 *Le Tribunal* (ル・トゥリビュナル) の放送停止命令を拒絶したため通信大臣の命により閉鎖させられた。この番組は、リスナーが苦境を訴えて支援を求めることが出来るというものであった。通信大臣は、この番組は、ジャーナリズムのルールに則っていないと述べた。同ラジオ局は抗議したが、規則に従うまで再び認可を得ることはできなかった。

国家通信委員会は、放送ライセンス申請を審査するために大統領に任命された委員により構成されたもので、年2回開かれる。2008年に、ある職員は、先に閉鎖させられた報道局の再開許可を政府が出すまで、ライセンス申請を審査する専門委員会を延期するとした。いくつかの力の弱い地方のラジオ局は、国連教育科学文化機関 (UNESCO) および外国からの支援で活動している。政府は、その様な放送局には政治に関する討論番組を禁止している。

法は、外国のニュース局による放送を許しているが、国内の放送局とパートナーシップを組むことを求めている。BBC、ラジオフランスインターナショナル、およびアフリカ1放送がCRTVとパ

ートナーシップを組んでいる。

テレビは印刷物によるメディアに比べて浸透度は低いが、世論形成においておおきな影響力を持っている。2008年、政府は、ラジオ・エクイノックスをその手厳しい体制批判のゆえに閉鎖させた。他に5つの民間テレビ局が、時々、貧困問題、失業問題、お粗末な教育制度の問題、などに焦点を当て、政府の職務怠慢と汚職を指摘していたが、それ以降政府批判を控えるようになってしまった。この年、汚職防止国家委員会は、いかにして国とその支配者のイメージをよい姿で伝えるかと言うことについてのセミナーを開いた。このセミナーに参加した民間のプレスは、どのように仕事をしたらよいかを指導する機関が一つもないと主張した。

この年、CRTVの経営陣は、局員に対し、その取材において常に政府の見解が確実に行き渡るように心掛けるよう指示してきた。

政府は、国のもっとも大きな宣伝主体である。いくつかの民間報道局の報告によれば、政府職員は政府の活動報告に影響を与えるような宣伝を許したり許さなかったりする権限を行使しているという。

政府および政府職員は、政府批判を抑えつけるために名誉棄損に関する法律を厳しく適用している。それらの法律によれば、大統領や政府高官に対する名誉棄損の容疑に係るケースにおいて、政府は、その裁量により、あるいは提訴人の要求により、民事の名誉棄損訴訟を刑罰の対象としたり、刑事の名誉棄損訴訟に切り替えたりする権限を与えられている。名誉棄損罪には、懲役刑及び重い罰金刑が科される。名誉棄損法は、被告に立証の責任を課している。政府の役人は、この法律を乱用して、国内のジャーナリストが汚職や虐待行為について報じないように仕向けている。

1月7日、ドゥアラの第一審裁判所は、ドゥアラ拠点の週刊 *La Detente Libre* (ラ・ドゥタンテ・リーブル) の発行人のルイス・メジョに対し、虚偽のニュースを報道した罪で3年の懲役刑および200万CFAフラン(4,000米ドル相当)の罰金刑に処すと言う判決を下した。メジョは、法的在任期間を規定する大統領令についての報告を掲載し、2008年9月に逮捕されていた。1月9日に、国境なき記者団は、この判決を非難し、彼を保釈すべきと当局に訴えた。メジョの上告審は12月8日にはじまったが、次の年の初めには最終裁定が下る見込みである。

この年、政府によるジャーナリストに対する名誉棄損の訴えのケースは1件だけであった。2008年には、7人の政府職員がジャーナリストを名誉棄損で訴えていた。

7月13日、ジャーナリスト擁護委員会はビヤ大統領に書簡を送り、現在行われている報道の自由に対する侵害についての懸念を表明し、その様な行いを止めさせるよう大統領に要求した。

インターネットの自由

インターネットへのアクセスに政府が制限を加えているという話は聞いていない。また、政府がeメールやインターネットのチャットルームの検閲を行っていると言う報告もなかった。個人および団体は、eメールを含め、インターネットを通じて自由に意見を発表することが出来る。2008年の国際電気通信連合統計によれば、人口の約3.8%がインターネットを利用している。

学問の自由と文化的出来事

学問の自由に対する法的規制はないが、国の情報スパイが大学のキャンパスで動いていると言われている。反体制政治集会や政府批判の政治討論会に参加することは専門を生かす機会や昇進に悪影響を及ぼす原因になる可能性があると言われている。

前年とは違い、政府役人を軽蔑するような歌を歌う音楽会に公安官が嫌がらせを行ったというケースは一つも報告されなかった。

b. 平和的な集会と結社の自由

集会の自由

法は、集会の自由を認めているが、実際には、政府はこの権利を制限している。例えば、11月15日、ヤウンデの郡長は、人民社会主義者党（PSP）の臨時総会を、同党は違法組織であり、その活動は公共の秩序を乱すものであるとして、禁止した。PSPの党首は、郡長の主張に反抗し、総会開催についてしかるべく郡長に通知してあると述べた。彼は、11月4日付けの郡長の通知受領書をプレスに発表した。

法は、公開集会、デモ、或いは会合を取り行うに際し事前に役所に届を出すことを求めているが、集会に対する政府の事前承認は必要ないとしている。したがって、事前承認なしの集会を政府が抑圧する権限はない。しかしながら、役人は、いつでも、市民集会に許可を与えたり与えなかったりする権限が法により暗黙裡に与えられていると主張する。結果的に、政府は、政府に批判的な人やグループの組織する集会に許可を与えないことがしばしばあり、政府許可のない市民集会を阻止するために実力を行使したりしている。

当局は、SCNCの組織する行進や集会に許可を与えず、治安部隊は、SCNCの活動家たちを逮捕・拘束している。この年、年間を通じて、治安部隊は、デモ、集会、および市民・労働組合・政治活動家の会合を、力で妨害した。この年、治安部隊による過剰な実力行使により多くの負傷者は出たものの、前年とは異なり、死者は出なかった。

5月22日、数度にわたる延期を経て、ヤウンデの第一審裁判所は、ベルナード・ンジョンガとジーン・ジョルジ・エテレに対し、3年執行猶予付き2カ月の懲役刑及び26,500 CFAフラン（50米ドル相当）の罰金刑の判決を下した。権利擁護市民連盟（ACDIC）の理事長ンジョンガとACDICメンバーのエテレは、2008年12月に、公共の秩序を乱し、不許可の集会を開催したとして逮捕されていた。

肉屋のロベット・ンディマ・ティンハを2008年2月に銃殺した警官に対して何の措置も取られず、警官は、反政府党のSDFも組織したデモ行進に集まった群衆に攻撃を仕掛けた。

また、西部州バフウサムにおけるデモ運動家のエマヌエル・タントーを撃ち殺した警官に対しても何のアクションも取られなかった。

東部州アボン・ムバンで、町が4カ月停電であることに抗議するデモの際に高校生のジーン・ジョ

レス・プウゴウとマルセル・ムボンゴ・アラノを撃ち殺した地区の幹部職員とその補佐が関与する2007年の事件については何も進展がなかった。政府はこれの調査を約束した。

2006年に学生の権利擁護連盟の4人のリーダーが暴動と公序紊乱の罪に問われたケースについては、この年審理が進められた。

結社の自由

法は、結社の自由を認めているが、実際には、政府はこの権利を制限している。

政党、NGO あるいは協会に対する政府の認定条件は、途方もなく厳しく、煩雑なもので、その適用は不公正である。多くの団体に対して不確かな形で運営するプロセスが強要され、その活動は許されてはいるが正式には許可されていない。

法は、いかなる形にせよ国の分離を唱導する組織を禁じており、このため、SCNCの意図に基づく集会は違法となるという理由で、政府職員がSCNCの集会を妨害するということになる。

c. 信教の自由

法は、信教の自由を認めているが、実際には、政府はこの権利を制限している。

魔術・呪術を行うことは、法の下では犯罪行為であるが、一般には、人がこの犯罪で裁かれるのは殺人などの他の犯罪と併合出来る場合に限られている。魔術は、伝統的に、病気や原因不明の出来事を説明するのによく用いられてきた。

社会的虐待と差別

宗教的所属、信仰、又は礼拝行為に基づく社会的差別の報告は少ない。社会的に認められている教会は、無所属の新しい宗教グループ（そのほとんどがプロテスタント）を「セクト」ないし「カルト」として非難し、社会の平和と調和に害をもたらしていると主張する。実際には、その様な非難があっても、無所属の宗教グループの活動は妨げられていない。

ユダヤ人社会はきわめて少数で、反ユダヤ教差別の報告は一つもない。

より詳しい説明は、2009年国際宗教の自由レポート<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/>を参照されたい。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、および国籍喪失者

憲法及び法は、国内での移動、外国旅行、移民、および帰還の自由を認めているが、この年、治安部隊は、しばしば、国内旅行及び海外旅行を妨害した。政府は、国連難民高等弁務官（UNHCR）およびその他の人権団体と協力して難民および亡命希望者の支援を行った。6月1日、南西州のエコナ検問所に駐屯していた移動検査部隊の係官は、規則に基づく行為と言って、南部州のCPDM議員のアイヤー・ポール・アビンにハラスメントを与え、侮辱した。アイヤーは、党内でも反対意見を

持った者で、大統領の任期制限を廃止しようとした 2008 年の憲法改訂に反対を表明していた。アヤーは、この検問所での出来事は、彼の運動を制限しようとする政府の戦術の表れであると語った。

治安部隊による道路封鎖や検問は、都市部や多くのハイウエーで増加しているが、そこでは小額の賄賂の強要や嫌がらせが当たり前のように行われている。警官は、治安維持と入国管理の一環として、しばしば、旅行者の身分証明書、車両登録書、および納税証明書を検査する。法で定められた身分証明書携行義務を怠った者を警官が逮捕したり殴打を与えたりしていると言う信頼できる報告がある。

外国旅行の権利は概して尊重されている。

法は、強制国外追放を禁じており、政府はそれを行うことはない。しかし、ある人権監視団体のメンバーと反政府活動家が、政府から脅迫を受けたとして出国し、自分たちを政治的追放者であると宣言した、という例はあった。

国内避難民（IDP）

バリ族とバオック族との間の土地紛争をめぐる武力抗争があり、ムベッサ族に対するオク族の襲撃の結果、およそ 100 人の人が流民となり故郷に戻らなかった。

2005 年には、アダマワ地域のジョホン村とンガウイ村の周辺の 1 万人から 1 万 5,000 人の人々が、中央アフリカ共和国（CAR）から来た身元不明の武装集団に襲撃と略奪を受けた結果、流民となった。アダマワ地域自治体の職員によれば、何百人の IDP が残っていると言う。

この年、政府は、UNHCR とともに IDP の保護と支援を行った。

難民の保護

カメルーンは、1951 年の難民の地位に関する国連条約および難民の地位に関する 1967 年の議定書の調印国である。これらの法は、亡命あるいは難民地位の付与を定めており、政府は、難民保護のためのシステムの構築を行ってきた。政府は難民地位或いは亡命を認可することになっている。実際に、政府は、難民が人種、宗教、国籍、特定グループへの所属、或いは政治的意見などの点で生命や自由が脅かされるであろう本国への追放或いは送還を免れるべく保護を与えている。

また、政府は、難民地位認定を受ける資格がないとされる人々にも一時的保護を与えている。CRA からの 6 万 2,000 人、チャドからの 5,000 人及びナイジェリアからの 2,971 人を含むおよそ 8 万 3,000 人の難民に対しても一時的保護を与えている。

セクション 3 政治的権利の尊重：政権を変える市民の権利

法は、平和的に政府を変える市民の権利を認めているが、ビヤ大統領と CPDM 党が、司法と選挙の実施と管理を行う組織を含む政治プロセスをコントロールしている。選挙における脅迫、操作、および不正などにより、過去の選挙においては市民がその権利を行使することに限界があった。2008 年には、大統領の任期制限の撤廃と大統領の刑事免責条項の追加を含む憲法改訂案が国会を

通過した。関連の提案に対する国民的議論が盛んに行われたが、結局、国会は、もはや議論の必要はなく、すべての政府機関に対する CPDM の自由なコントロールを強調するという形で、憲法改訂案を可決したのであった。有権者と有権者が選出した議員達のどちらも、この憲法議論の結果に対して影響を与える機会を持たなかったことになる。

選挙と政治参加

2007 年に行われた国政選挙において、立ち会人が見たのは、投票所の管理のお粗末さと選挙法の適用の甘さであった。不必要なまでに複雑化された法規則のプロセスのため、一部の有権者の選挙権を剥奪する結果を招いた。政府は、約束した選挙改善の実行を怠った。たとえば、政府は、何度も公に約束していたにもかかわらず、多くの投票所に消えないインクの筆記具を備えることを怠った。それは、投票のだぶりを防ぐための方法として国際的に認められているものである。さらに、投票者登録の電子化に努めたにもかかわらず、有権者リストには依然として沢山の誤りがあった。

最高裁は、選挙後、政治団体から 130 以上の抗議の訴えを受領したが、大部分は技術的な根拠で受け付けられないものと見なされた。しかしながら、裁判所は、5 つの選挙区の 17 の議席について選挙のやり直しを命じ、2007 年に再選挙が行われた結果 CPDM が 13 議席、野党が 4 議席となった。立会人は、その選挙には不正があり、投票率も低かったと指摘した。

2008 年 7 月、政府の国家選挙管理委員会は 2007 年の国会議員選挙および地方議員選挙の評価結果の報告書を発表した。報告書は、様々な選挙関連委員会の間の協調の欠如による欠陥があったこと、および選挙プロセス（特に登録プロセス）の様々な段階において明瞭で統一性のある手続きが欠けていたことを指摘している。

1982 年から政権をコントロールしてきたビヤ大統領は、2004 年に、前回よりは自由で公正な選挙とおおかた見られた大統領選挙でおよそ 70% の得票を得て再選された。この選挙は、お粗末な管理および不正による汚染（特に有権者登録プロセスにおける）があったものの、多くの国際選挙監視団は選挙結果が有権者の意思を反映したものであると認めた。しかしながら、コモンウェルスオブザバーグループは、この選挙は信頼性にかけていたという見解を変えなかった。

2008 年 6 月の選挙会期において、国会は、選挙関連機関の設立期限を 6 月から 12 月に延期することとし、カメルーン選挙（ELECAM）設置の法改正案を通過させた。12 月 30 日と 31 日に、大統領は、ELECAM の全メンバー（委員長と副委員長を含む）を任命する法令に署名した。委員の大部分は CPDM のメンバーである。国際社会からは、委員会の同志グループ的性格が指摘され、ELECAM の独立性と信頼性に関し多くの疑問が残された。しかしながら、政府は、ELECAM は独立性のある選挙を行うことが出来ると主張し、この年の終わりまでに選挙を行うために必要な要員の調達を始めた。

支配政党のメンバーたちは、半官半民組織や公務員組織において主要ポストを占めるなど、きわめてめぐまれた恩恵を被っている。大統領が、首相を含む閣僚全員を指名し、10 の州知事の任命も直接行う。大統領は、58 の自治体の主要なポジションの任命権も持っている。政党登録と候補者登録の要件をきわめて厳しくしていることが政治活動を規制する結果につながっている。

地方政府を選ぶ市民の権利は依然として制限されたものとなっている。政府は、選挙で選ばれた市

長に対して権限を持った大統領任命の代理人がリードできる市の数を大幅に増やしており、巧妙に地元住民の公民権を奪うことに成功している。そのような代理人のリードする市には、殆どの州都及び親野党の州の一部の地区の首府が含まれる。しかしながら、このようなやり方は、支配党の CPDM を支持する南部州では殆ど行われていない。選挙で選出された市長のいる市では、選挙で生まれた地方政府も財政収入や行政官を中央政府からの支援に頼っているため、その地方自治には限界がある。

カメルーンには、180 以上の登録政党がある。しかしながら、しっかりした支援体制を持っているのは 10 党に満たず、国会に議席を持っている党は 5 つだけである。支配政党の CPDM が国会の絶対多数を占めており、SDF などの野党は、英語系の州と一部の主要都市を拠点としている。他に大きな野党としては、民主進歩国民連合、カメルーン民主連合、およびカメルーン人民連合がある。

当局は、時には、集会や会合の開催に許可を出さないことがある。

政府は、SCNC を、分離を唱導していることと、政党としても政治組織としても登録していないことから違法と見なしている。この年、治安部隊は、SCNC のリーダー、メンバーおよびサポーターを含むおよそ 102 人を機先を制して逮捕し、許可されていない政治集会に参加できないようにした。

たとえば、2 月 23 日、南西部州ムテングエネの治安部隊は、SCNC の家に集まっていた 25 人の SCNC 活動家を逮捕した。その後、治安部隊は彼等を釈放した。

3 月 21 日、北西州バメンダの警察が、国連のカメルーンとナイジェリアの国境線設定に関して議論していた SCNC 活動家およそ 70 人を逮捕した。翌日、警察は、彼等を無罪放免した。

2008 年刑法の規定に従い、警察は、違法集会に参加して拘束された人達を裁判保留としてとして釈放した。

女性が、180 の国会議席のうち 23 議席を占めている。61 の閣僚ポストのうち 6 ポストを女性が占めている。CPDM を含む主要政党の幹部ポストには女性は少ない。

ピグミー族は、国会に議席を持っていないし、政府の幹部ポストにもついていない。

セクション 4 公務員の汚職と政府の透明性

法は、公務員の汚職に刑罰を科すと規定している。しかしながら、政府はこの法律を有効に実施しておらず、公務員はしばしば刑事免責で汚職にかかわっている。世界銀行の世界指標においても汚職が深刻な問題とされている。国民の認識によれば、司法・行政の公務員はすべての状況で賄賂を受ける用意がある。政府のあらゆるレベルに汚職が蔓延している。

司法における汚職は問題である。いくつかのプレスのレポートによると、司法当局は、刑の軽減や青少年を含む親族の無条件釈放と引き換えに、被告の家族から、不法の支払いを受けている。判事による政治的裁量（政府の指示によることが多い）により裁判が停止されたり、裁判の休止期間が伸びて極端に長い裁判プロセスとなったりすることがしばしばある。政界や財界からの強い働きかけで事実上起訴を免れることが出来たり、政治的にセンシティブなケースは賄賂で決着したりと

言うことがある。

この年、汚職で告発された政府役人に対する公開訴訟があった。汚職で告発された政府役人は、留置所では別棟に收容され、特別の取り扱いを受けている。この年、政府は、汚職や職務不始末で政府雇員に制裁を課した。

3月5日、ヤウンデの司法警察は、カメルーン航空の前の臨時役員のポール・ンガモ・マナニを公金横領の疑いで逮捕した。そして、3月10日には、ウオウリ高等裁判所の指導判事は、マナニを審理前拘留処分とした。本件は、この年の終わりまで、進展はない。

4月15日、ヤウンデの判事は、元大使のジェローム・メンドウガを、大統領専用機購入に絡む横領の疑いで拘束した。メンドウガは、この年の終わりの時点で、まだヤウンデのコンデングイ中央刑務所で審理前拘留を受けていた。

5月に、政府は、2006年に憲兵部隊に偽のディグリーを適用した106人の憲兵を解任した。

8月24日、ヤウンデの一級裁判所は、高等教育発展部の前役員で高等技術士試験組織委員会の前理事長のノルベルト・ンドンに対し、横領の罪で、10年の懲役刑および約1億4,200万CFAフラン（28万4,000米ドル相当）の罰金刑の判決を下した。

8月26日、ヤウンデの司法警察は、国有の国家石油流通会社の前社長のジーン・バプティステ・ングイニ・エッファを、6人の側近とともに、横領の疑いで逮捕・拘束した。同日、警察は、ングイニとその仲間をドウアラに移送した。そこでは、判事が、何度かの尋問の末に審理前拘留処分に処した。

9月7日、国会は、中央州メフォウ・アフアンバ地区のCPDM議員デュードン・アンバッサ・ザンの議会特権を取り上げた。彼は、公共事業大臣としての在任時における横領の容疑で手配されていた。アンバッサ・ザンは、この年の末にいたるも逮捕されず、国外に逃亡したと信じられている。

2008年3月、警察は、前国務大臣で東部州の小さな町ドゥウマの市長のパウリン・アボノ・モアンパンボを公金横領の疑いで逮捕・拘束した。モアンパンボは、審理前拘留とされ、この年の末時点で裁判を待っている状況にある。

同じく2008年3月に、警察は、前財務大臣のポリカルペ・アバー・アバーおよび前公共保健大臣のウルバイン・オラングエナを横領の疑いで逮捕・拘束した。二人は審理前拘留に処され、この年の終わりにおいて裁判待ちの状態である。

2008年8月、警察は、前国務大臣で大統領府官房長官のジーン・マリー・アタンガナ・メバラを汚職と横領の疑いで逮捕・拘束した。メバラは、この年の終わりの時点で、審理前拘留の状態にある。

2008年に起った次の高官汚職事件については新たな進展があった。

6月11日、ドウアラの上告審は、アルフォンス・エヒヤム・シウエほか二人の被告に対し横領の

罪で終身刑を下した。以前に下級裁判所は 30 年の懲役の判決を下していたものである。このケースで告訴されたその他の者の中では、1 人が 25 年の懲役刑、8 人が 15 年の懲役、そして 1 人が 1 年の懲役刑の判決を受けた。さらに、上訴審は、ウオウリ上級審の 7 人の被告に対する無罪判決、6 人に対する 15 年懲役、1 人に対する 1 年の懲役刑と言う判決を覆した。

憲法及び法は、閣僚を含む政府の高官にそれぞれの資産状況の公開を求めているが、この年の終わりの時点で、大統領は、まだ必要な法令を発布していない。

市民が政府の情報にアクセスすることを許す法律はなく、実際に政府の情報の入手は困難である。統計、様々な行政機関の間で取り交わされた公文書、法案、および調査報告書などの政府の文書の多くは、一般人やメディアには入手不可能である。

セクション 5 人権侵害の疑いに対する国際機関・非政府機関の調査に関する政府の姿勢

一般的に言えば、数多くの内外の人権団体が、政府の制約を受けずに活動し、人権に関する事例を調査したり発表したりしている。しかしながら、この年、政府職員による国内の人権 NGO の自由な活動に対する妨害が繰り返しあった。それら NGO のメンバーに対する嫌がらせ、囚人との接触の制限、情報閲覧の拒否、脅迫行為、および暴行などが行われた。

そのような制約があるにもかかわらず、多くの内外の人権団体がカメルーンで活動した。次のような団体がいる。全国人権連盟、人権と自由のための組織、反暴力女性組合、人権と自由の擁護運動、カメルーン女性法律家協会、などである。政府は、国内の NGO と協働して、児童労働、女性の人権、人身売買などの問題に取り組んでいる。

2008 年 2 月に、ドゥアラ暴動取り締まり警察が、ドゥアラ拠点の人権団体 Ceri des Femmes（女の叫び）の人権活動家アイチャ・ンゴ・エーグを逮捕し、殴ったり、床を引きずりまわしたりした。ンゴ・エーグと同志達は、憲法改訂に反対するデモのためにドゥアラ近郊のペパンダに集まっていた。ンゴ・エーグの発表によると、警官は、若いデモ参加者に対するハラスメントを止めようとしていた彼女を狙って攻撃してきた。この年末時点では、ンゴ・エーグは、警官を告訴するかどうかをまだ決めていなかった。

また、ヤウンデのある有名な人権団体は、2008 年 2 月の騒動の際、事務所を警官に荒らされたと報告している。

2 月 4 日、副首相と司法大臣は、国の人権状況の向上に役立つようなどんな要求にも前向きに対応するという政府の約束を再び発表した。政府は、国際的政府組織と協調し、国連の代表や ICRC などの組織の訪問を認めた。しかしながら、9 月には、政府は、アムネスティ・インターナショナル（AI）のチームに対するヴィザの発行を拒否した。このヴィザ発行拒否は、AI が、カメルーンにおける恣意的逮捕・拘束その他の人権侵害を厳しく批判する AI 年次報告書を 8 月 12 日に発表したあとに起こったことであった。11 月には、AI はヴィザを取得できたのだが、年末に至るまでその訪問は実現していない。

NCHRF は依然として資金不足に悩まされているが、この年、人権侵害に関する多くの調査を行い、刑務所訪問を行い、司法役人、治安担当官、及びその他の政府職員に対するいくつかの人権セミナー

一を開催した。2008年12月、NCHRFは、小中学校で人権問題を教えるプログラムを打ち出した。NCHRが政府の人権侵害を公然と批判することはあまりないのに、治安部隊による人権侵害の個別ケースにおいて政府の役人がNCHRのスタッフを妨害することがある。この年、NCHRFは、「金曜逮捕」（逮捕を金曜日にすることで出廷までの期間を引き延ばすと言うやり方）を止めさせるよう働きかけを続け、拘留中の容疑者に対して医療ケアが与えられるよう求めた。政府の役人も、NCHRの組織したいくつかのセミナーに出席した。

国会の憲法関連法・人権と自由・司法・立法・規則・行政に関する委員会には、政府が提案している人権関連法案を検討することが求められている。3月の委員会で、大統領は、アフリカにおける人および人民の権利と女性の権利に関するアフリカ憲章に対する議定書および法的扶助を組織化する法案に署名した。

10月に、法務省は、汚職を犯した役人に対する法的処分や懲戒処分などの人権問題に取り組む政府のアクションを列挙することを主目的とした2008年人権報告を発表した。

セクション6 差別、社会的虐待、および人身売買

法は、人種、言語、社会的地位などに基づく差別を明確に禁じてはいないが、性別による差別を禁じ、「何人も平等な権利と義務を持つ」と規定している。しかしながら、政府は、これらの規定を有効なものとして実行していない。女性に対する暴力と差別、人身売買、少数民族やホモセクシュアルに対する差別などの問題がある。

女性

カメルーン法はレイプ（配偶者レイプを除く）を罰することになっているが、警察も裁判所も強姦事件を捜査し、起訴することは稀である。報道によれば、この年、14件の強姦事件があったが、加害者が逮捕されたのはわずかであった。性的暴力は社会的にタブーとされているため、レイプの多くは届け出されない。6月28日、ドイツの国際協力庁は、NGOと提携して、レイプに反対する国家的キャンペーンを打ち上げた。キャンペーンをうけて、1970年から2008年の間にレイプの被害を受けた何十万人の少女や女性についての調査報告が発表された。

家庭内暴力を特に禁ずる法はないが、肉体的暴力は禁じられており、懲役刑と罰金刑の対象となる。ドゥアラ拠点のNGOのLa Maison des Droits de l'Homme（人権の家）が2008年12月に行った調査によれば、女性の39%が身体的暴行を受けたことがあると言う。Cameroon Tribune（カメルーントリビューン）に引用されている2005年調査によれば、男性と同居している（既婚か未婚かを問わない）女性の39%は身体的暴力の犠牲者であり、28%は精神的暴力の犠牲者である。家庭内暴力を禁ずる特別な法律はないが、暴行は違法であり、懲役刑ないし罰金刑が科される。女性の権利擁護者は、家庭内暴力に対する処罰は不十分であると主張している。配偶者虐待は離婚の理由として認められていない。3月6日の国際婦人デーに、カメルーントリビューン紙は、女性に対する暴力の様々な側面に関するレポートを発表した。市民社会のパートナー達がその完全撲滅に取り組んでいるFGMの問題、きわめて数が多いため特別の取り締まり法が必要と思われる夫による肉体的虐待の問題、おもに女性の経済的依存に関係する精神的暴力の問題、などがそのレポートでは扱われている。

前年とは異なり、この年には、NGO は、女性の家族が行う胸部アイロンと戦う意識喚起キャンペーンの指導を行うことはなかった。

法は売春を禁じているが、実際には大目に見られており、主に都市部や旅行者の多いところで行われている。

法はセクハラを禁じているが、この年、訴えや起訴のケースはわずかであった。政府は、セクハラに関する大衆教育キャンペーンも行わず、セクハラ事件に関する統計もない。

女性の権利に関する憲法上の規定があるにもかかわらず、女性は男性と同様な権利や特権を享受することはない。民法のある部分は女性に不利なものとなっている。女性の能力強化と家族問題担当省は、他の省庁と協調して、女性の法的権利の向上に努めている。

北部の地域の農村部では、避妊やその他の性に関するすべての事柄について話をするをタブーとする社会のプレッシャーが残っている。しかしながら、政府は、NGO と協力して、男女のカップル（特に男性の方）が、避妊のためのコンドーム使用の良い側面をよく理解できるよう教育するためのプログラムを実施している。数年にわたって、公衆衛生省は、男女カップルに避妊のためのコンドーム使用を奨励することも含め、若い両親に対するラジオ・テレビの情報番組を作ってきた。男女カップルには受胎前にエイズ検査を受けることを奨励し、すべての妊婦が保健所においてエイズ検査を受けるようになるよう努力を続けている。

法は、妻が外部で職につき、それが所帯と家族の利益のためにならないという抗議がある場合は、夫は妻の仕事の権利に反対することが出来るとしている。夫は、妻の商業活動が家族の利害に反することを商事法廷事務所に通告すれば妻の仕事をやめさせることが出来る。

多くの地域では女性を夫の所有物とみなす伝統があるため、慣習法は更に女性に対して差別的である。慣習と伝統を重視するため、女性を擁護する民法はしばしば無視される。

児童

子供の国籍は、両親の国籍に準ずる。両親（祖父母ではない）に自分たちの子供の出生届をする責任がある。両親は、その子供が生まれた病院又は保健施設から出生書類を取得し登録を済ませる。そして、登録申請が完全なもので、承認されると市長名で出生証明書が発行される。

法は児童に教育を受ける権利を与えている。14 歳までは公立学校にて授業料無料で学ぶことが義務付けられている。しかし、小学校の制服と教科書代は父兄の負担となるため、また、中学校以上の教育の授業料等は依然として高額なため、多くの場合、児童の教育は親にとって大きな負担となっている。政府は、新しい教室を作ったり、教師を増やしたり、噴水を作ったりして、学校へのアクセスを改善する 3 カ年プログラムの下で努力を続けている。

国連児童基金（UNICEF）の今年発表の 2008 年統計によれば、6 歳から 14 歳の間の少女で小学校に通っているのは、77.31%である。同じ年齢層の男子の場合は、それが 88.34%である。大統領府の 2006 年レポートによれば、中学校の就学率は、男子が 38.1%で女子は 37.1%である。

特に女子の就学率が低い原因は、教育費が高いこと、社会・文化的偏見、早期結婚、セクシャルハラメント、不本意な妊娠、家内雑用、などである。

児童虐待がどの程度行われているかは不明であるが、児童権利団体はそれを問題視している。しばしば新聞に書かれていることだが、児童が、誘拐、傷害および時には幼児殺害の被害者となっていると言う。2歳から15歳の間の児童がレイプされていると言う報告もいくつかある。

3月に、ヤウンデ近郊のオオボゴで、27歳の男が3歳の少女を強姦した。少女が急遽病院に運ばれた時、家族から通報を受けていた憲兵がその男を逮捕した。男は拘禁され、年末時点で裁判待ちとなっている。

8月9日、ヤウンデ近郊のンコルンドンゴで、17歳の少女が兄の友人3人にレイプされた。現場から逃げた3人は、後に逮捕され、拘禁され、裁判を待っている。

幼児の母親（通常は若く、無職で、未婚）が路上、ゴミ箱、穴トイレなどに幼児を捨てるという信頼できる報告がいくつかある。

FGM（女性器の暴力的切除）を禁じる法はなく、最北部、東部、南西部の僻地ではFGMが行われている。

国内移民の広がりがある国のいろいろな所にFGMが広まる結果を生んだ。FGMのほとんどのケースはクリトリス手術であった。FGMのもっとも極端なやり方は陰門閉鎖で、南西部のカジフ地域で行われている。FGMは、通常、幼児期若しくは初潮前の少女時代に行われる。FGMがしばしば行われる地域の公衆保健センターでは、女性に対し、FGMの後遺症についてカウンセリングを行っている。しかし、政府は、FGMを行った者を起訴することをしていない。2月に、最北部州のロゴン・チャリ地区のコウセリの新知事は、1月にFGMを受けた20歳の女性からヒアリングを行った際、彼はその加害者を追い詰めるであろうと発表した。

2月5日の第2回FGM反対国際デーに、女性能力強化・家族担当大臣は、FGM被害者とその家族、さらに男女のFGM「ドクター」を全国から招き、式典を催した。FGMの弊害について勉強してきたドクター達は、FGM「ビジネス」を放棄する決定を公に宣言し、そのビジネスに携わる同僚達にもその仕事を止めて少女や若い女性のよりよい生活のための仕事をするよう求めた。「ドクター」達には、服仕立て業や農業などの新たな職業活動のための用具が支給された。大臣は、市民はこの日を祝うべきであると主張し、FGM撲滅のためにみんなで努力するよう励ました。また、大臣は、FGM問題に取り組むと言う大統領の約束を果たすため政府のコミットメントを繰り返し表明した。

法的な結婚最低年齢は15歳であるが、多くの家庭では娘が12歳になるまでには結婚するよう準備を進める。早期結婚の風習は、北部州アダマワの北の地域及び特に最北部地域に広まっているが、そこでは9歳前後の少女の多くが妊娠によりひどく健康を損ねる危険にさらされている。児童婚姻がどの程度広まっているかについての統計はない。

正確な数字は不明だが、カメルーンには、かなりの数の浮浪児やストリートチルドレンがいる。そのほとんどは、ヤウンデ、ドゥアラなどの都市部にいる。

4月16日、2008年1月に設置されてストリートチルドレン現象と戦うプロジェクト運営委員会の第二回会合が開かれた。委員会での報告によれば、1月から4月にかけて、新たに35人のストリートチルドレンが発見された。このプロジェクトは、ストリートチルドレンに関する情報を収集し、身体的・社会的ケアを提供し、特別センターの収容能力を引き上げることなどを目的としている。

国の主要都市センターの路上にはおよそ2,000人の子供たちが住んでいる。2008年4月と5月にヤウンデとドゥアラで行われた調査によれば、155人の児童がヤウンデの路上に住んでおり、280人がドゥアラにいたことが分かった。2008年5月に、社会問題大臣は、150人のストリートチルドレンを家族の元に還すと言うプロジェクトを打ち上げた。2008年12月、同大臣は、ヤウンデとドゥアラにいる435人のストリートチルドレンのうち119人を家に戻すことが出来たと発表した。

人身売買

あらゆる形の人身売買を禁止する法律はなく、国の内外で人身売買が行われていると言う報告はいくつもある。法は、児童を売買し奴隷とすることに刑罰を与え、売春、強制労働及びその他人身売買に関係するその他の犯罪を禁じている。

2000年に国際労働機関（ILO）がヤウンデ、ドゥアラおよびバメンダにおいて行った調査の報告によれば、これら3つの都市における児童労働者の84%が人身売買により調達された者であった。地元のNGOは、この数字は正しいものと信じている。多くの場合、人身売買の仲介者はビジネスマンを装って大家族の家にいる子供の両親或いは孤児の保護者にアプローチし、子供の教育あるいは職業訓練を支援すると約束する。仲介業者は子供を町につれて行く前に両親に平均6,000 CFAフラン（12米ドル相当）を払い、町でその子供を低報酬で強制労働に就かせる。10件のうち4件は、外国から労働のために連れてこられた子供のケースであった。報告によれば、カメルーンは、地域的人身売買の中継地となっており、仲介業者たちは、ナイジェリア、ベナン、ニジェール、チャド、トーゴ、中央アフリカ共和国、CARなどから、年季奉公・召使い、農業労働、性的搾取などのために子供達を運んでくる。南アフリカに売られてゆく者もいる。宗教指導者により強制乞食のためにマリからカメルーンに売られてきた子供もいる。少年・少女がカメルーン国内で、スイートショップ、バー、レストラン、お茶やココアのプランテーション、鉱山などでの強制労働、および路上販売、時には強制乞食のために売買されている。

伝統的に、女性及び児童は主に性的搾取や強制労働のために売買されるリスクにさらされてきた。児童の人身売買は国境地帯に多いが、女性のそれは国外へ売られてゆくケースが多い。NCHRFの事例証拠によれば、女性はたいていの場合、売春宿に「雇われる」のだが、ヨーロッパに売られることが多い。女性を国外へ売る方法としては、外国ビジネスマンからの結婚申し込みと言う形を取ることが多い。国外の目的地に着くと、女性は、召使いを務めさせられることが多い。人身売買の被害者であった者を、新たな犠牲者の調達に利用していると言う信ぴょう性のある報告もある。少女達は、アダマウ、北部州、最北部州、及び北東州などから、ドゥアラやヤウンデに女中、路上売り子或いは売春婦として売られてくる。

法は、人身売買に係る罪を犯した者は6ヶ月以上20年以下の懲役刑に処されると規定している。

人身売買を行った者は裁きの根拠が刑法の様々な条項にまたがるので統計が取れないが、この年、

政府は人身売買のケースのいくつかの裁判を行ったと言われている。3月23日、北東州のバメンダ憲兵部隊の憲兵たちが、ココア農場での労働のために5人の児童を捕まえて中央州に運んだ人身売買業者を逮捕した。その人身売買業者は、バメンダ刑務所に拘禁され裁判待ちである。2008年1月、北東州の憲兵が、12歳から17歳の間の7人の青少年を強制労働のため中央州に運んだ人身売買業者を逮捕した。この年の年末時点で、そのケースはバメンダ裁判所で係争中である。

労働・社会保健省（MINLESI）が人身売買問題を扱う責任官庁であるが、同省の予算は極めて限られている。年少者部隊も児童人身売買の調査の責任機関である。

政府は、庁間委員会の活用と売られた児童の発見・連れ戻しのプログラムを通して人身売買問題との戦いを続けている。さらに、政府は、ガボン、ナイジェリア、トーゴ、及びベナンの各政府と協力し、情報交換、人身売買に関する共通の法体系を形成することなどを通じて人身売買問題と戦っている。また、カメルーンの国際警察事務所も、政府の反人身売買活動において重要な役割を果たしている。

政府は、内外のNGOと協働して、人身売買の犠牲者に対する臨時のシェルターや支援を提供することを続けてきた。7月22日、カソリック救済サービス（CRS）は、北東州における児童人身売買と戦うプロジェクトを始めた。CRSは、かつて、カメルーンの司教会議の正義と平和委員会の北西州支部とともに、同州における人身売買の実態を調査したことがある。また、CRSは、児童売春につながる地方の学校の腐敗との戦いに従事したこともある。UNICEFは、この年を通して、少女売春との戦いに積極的に従事した。

政府は、人身売買が問題となっている地域の地方政府と治安担当官の間にこの問題についての認識を高めるよう努力してきた。反人身売買情報、教育キャンペーン、および反人身売買スポットが、政府のラジオ・テレビ局でオンエアされた。政府は、人身売買の証拠をとるため、出入国のパターンをモニターしている。空港、国境及び港湾における国境警察は、多くの人身売買のケースを阻止したと言われているが、個別のケースについての詳細は得られていない。

国務省の人身売買年次報告書、www.state.gov/g/tipのサイトでアクセスできる。

障害を持つ人たち

法は、障害を持つ人に対し、公共の建物へのアクセスの便、医療手当、教育などに於いて一定の権利を与えており、政府は、障害を持つ人の教育費用の一部を負担し、可能な限り彼等を雇い、必要に応じて公的支援を提供している。公立中学の授業は障害を持つ人と障害者の子供は無料で受けられる。実際には、障害を持つ人のための施設は少なく、公的支援も僅かである。神経障害を持つ人のための施設とケアの欠如は深刻な問題である。社会は、障害者をのけものとして扱い、多くの人は、彼等を助けるのは教会やNGOの責任であると感じている。

国的／人種的／民族適少数派

カメルーン国民は200の人種グループから成っている。人種間の差別の申し立てはひんばんで、いずれもありそうな話である。通常、各人種グループは、ビジネスや社会的活動において、仲間の人種グループに優先的な扱いをする。大統領の出身グループである南部のベティ族／バルグ族の人達

は、政府の役所、国営企業、治安部隊、及び支配政党 CPDM 党の中でも主要なポストを占め、突出したプレゼンスを持っている。国防大臣、治安部隊の司令官、郵便電気通信大臣なども南部州の出身である。

2008年7月、中部州のアコノリングで、人種に係る武力紛争で何人かの人々が負傷又は死亡した。武力闘争は、バミレクス族が多く住む西部州のメノウア地区のデスチャンの町出身のサッカーチームが地元のサッカーチームを破ったことに端を発して起こった。ヤベコロ族の人々は、アコノリングのバミレクス族を捜して暴行を加えた。政府は、この事件を捜査し、40人を逮捕した。6月16日、アコノリング高等裁判所はこのケースについて第1回目の審問を行った。しかしながら、弁護士が出廷しなかったことと検事が法廷に書庫書類を持参しなかったため、裁判官は裁判の延期を続けた。この年の終わりの時点で、40人は未だ拘留されたままである。

2008年、政府と強いつながりを持つ金持ちのビジネスマンのアルハッジ・ババ・アーマツドウ・ダンプーロが、エムボロロの女性をだまして性的関係を結び、エムボロロを強制退去させ、彼等の土地と家畜を押収したと言う報告があった。彼は金を使って政府を動かし、エムボロロの人達に暴行を加え、偽って投獄することを命じさせたと言う。

北西州のブイ・ボヨ地区に住むオク族とエムベッセ族の間の境界線を定めるために2007年に設置された委員会は2008年に活動を開始し、この年も活動を続けた。

2007年、ブイのオク族は、20軒以上のエムベッセ族の家に火を付け、500人以上が立退きに遇った。オク族は、エムベッセ族はオク族の土地で農耕を行っていると言っている。また、オク族の女性が連れ去られレイプされているとも訴えており、この争いは地元の当局で議論されている。地元の地域司令官の報告によれば、伝統的な支配者が証人となるべき者を脅迫していると言う申し立てがあって捜査は複雑なものとなっていた。捜査はこの年の末においても進行中であった。政府は、この紛争の解決のために努力を続けている。

北部地域では、フラニ族（又はペウール族）とキルディ族との間の種族紛争が続いている。キルディ族は、北部3地域において、社会的にも、教育の面でも、経済的にも、フラニ族に比べ恵まれないうちに置かれている。

伝統的なフラニ族のリーダー（ラミベと呼ばれている）達は、その配下の者（しばしばキルディ族が含まれる）に対して大きな力を行行使し、時には徴税や強制労働の対象としている。隔離された奴隷制が報告されている。多くの場合、フラニ族がキルディ族を奴隷としているケースである。例えば、フラニ族は自らを金持ちと見なし、自分たちにとってはつまらないと思われる仕事、蔑むべきと思われる仕事をやらせるためにキルディ族を「雇っている」。

北西州と南西州の土着民は、反政府のSDF党を支持する傾向にあり、その結果、政府や治安部隊から偏重的な人権侵害を受けることになっている。英語を話す社会は公共部門ではプレゼンスが低い。フランス語を話す地域、（東部州、最北州、北部州およびアダマウア州）の住民も、プレゼンスが低いことと政府に無視されていることに不満を唱えているが、英語系の人々に言わせれば、彼等は自分たちの住む二つの地域では公共部門の者やサービスの公平なシェアを受けていないと信じている。英語系の地域の住民のあるものは、より大きな自由、機会均等、国の政治改革によるよりは地域の自治を獲得することで得られるより良い統治、などを求め、その目標達成を追求するた

めにいくつかの疑似政治組織を作っている。

警察及び憲兵隊は、ナイジェリアやチャドからの不法移民にいやがらせをしたり投獄したりしている。手入れの際、治安部隊の隊員は、滞在許可を持たない者や商店の有効な領収書を持たない者から金を巻き上げている。国最大のナイジェリア移民コミュニティのメンバーのあるものは、政府役人による差別と虐待を訴えている。不法移民たちは、この年は前年よりは少ないものの、時々ハラメントを受けている。それは、主に、ハラメントを容赦なく行うことを職員に命じているDGSNによるハラメントである。

先住民族

南部州および東部州の森林地帯にずっと前から住んでいるバカ族、バコラ族及びバグエリ族（ピグミー）（知る限り最古の住人）は5万人から10万人と推定される。法的には差別はないが、他のグループは、バカ族を見下し、時には不正で、搾取的な労役を与えている。バカ族は、彼等の住む森が公正な補償なしに伐採されていることに前から不満を訴えてきた。持続的な森林伐採により、バカ族のユニークな森に由来する信心体系が破壊され、彼等の伝統的な社会経済システムを捨てて近隣のバンツ族と同じようなかなり窮屈な近代社会に順応せざるを得なくなっている。

その伝統文化の大切な部分を残すと同時に近代社会への順応に関心のあるピグミーがスムーズに社会転換を果たせるように、政府は、出生証明、国で発行する身分証明書などについて教え、学校や保健ケア施設を建設するなどの努力を重ねてきた。

チャド／カメルーンパイプライン沿線の地元のバカ族は、その土地収用において公正な補償を受けおらず、バカ出身の議員を装う者達にごまかされてきたと訴え続けている。2006年、パイプライン管理担当の委員会はバコラ族とバグエリ族への補償を決めるための評価セミナーを開催した。委員会は、教育やヘルスケアの状況は改善されたものの、ピグミーの生活条件の改善にはまだ多くが残されていることを認めた。だが、この年の終わりにおいても、何の進展も見られない。2008年10月、Fondation Camerounaise d' Actions Rationalisees et de Formation sur l' Environnement（合理化活動と環境団体のカメルーン基金）は、十分な補償を受けていないというピグミーの訴え（クリビ地域）が確認された中部州と南部州における28の村で調査を行った。この調査の結果この年の終わりの時点ではまだ出ていない。

バカ族のおよそ95%は身分証明書を持っていないと思われる。ほとんどのバカ族の人たちは、国政選挙の投票に必要な国発行身分証明書を取得するための申請書を作ることが出来ない。2005年、社会問題省は、南部地域のバカ族のための経済社会開発支援プロジェクトを打ち出した。このプロジェクトの目的は、2,300人のバカ族の人々が出生証明書と身分証明書を取得できるようにすること、並びに何百人もの学生の登録を支援することにあった。8月14日、この参加型開発国家プロジェクトの実施機関である地域コーディネーターが明らかにしたところでは、プロジェクトの支援により、2,000通の出生証明書とおよそ1,000通の国発行身分証明書の取得が可能となるということであった。このプログラムは、年末時点で、進行中であった。

社会的虐待、差別、および性的指向と性別による暴力行為

ホモセクシャル行為は違法であり、6か月以上5年以下の懲役または20,000 CFA以上200,000 CFA

以下（40～400米ドル相当）の罰金刑が科される。ホモセクシャルの人は、社会的な不名誉と広く認識されること、差別を受けること、ハラスメントを受けること、更に投獄の可能性もあることなどのため一般に目立たないようにしている。

この年、当局は、法に基づき少なくとも2人を起訴した。ホモセクシャルの人は、法執行者からハラスメントを受け、ゆすりを受けている。ホモセクシャルであるとの偽りの告訴を、敵にいやがらせをし、金銭をゆするために利用している。

9月14日、ドゥアラのウオリ高等裁判所の設示判事は、4カ月収監されていたイェス・ノエ・イウエインを証拠不十分で釈放するよう命じた。イウエインは、5月4日に逮捕され、5月19日に、裁判官は、彼をホモセクシャルの罪で審理前拘留の処分に付していた。

11月10日、ドゥアラの警察は、アラン・ンジェ・ペンダをホモセクシャルの疑いで逮捕した。彼は、この年の年末時点で、審理待ちで拘留中であった。

2007年、ボナンジョ高等裁判所は、ホモセクシャルの疑いでニューベル刑務所に拘留されていた6人のドゥアラ出身の男の釈放申請を却下した。2008年1月、このケースの第一回審問を行ったが、それ以降審問を行わなかった。この年の終わりにおいても進展はない。

レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーを扱う団体がカメルーンでも活動している。しかしながら、雇用、居住、ヘルスケアへのアクセス、教育の面で性別に係る差別の報告はない。

その他の社会的差別

エイズ感染者は差別を受け、社会的汚点のため家族や社会から隔離され、病気のため教育も受けられない。

セクション7 労働者の権利

a. 組合結成の権利

法は、労働者が組合を結成し、参加することを認めているが、政府は数多くの制約を課している。法は、官民合同の組合の結成は認めておらず、異業種（類似業種であっても）にまたがる組合の結成も認めていない。

法によれば、組合は政府に登録せねばならないが、20人以上の労働組合は、規約、規則、発起人全員の無罪証明を提出すれば許可される。登録せずに組合を結成し、組合活動を行う労働者には、法により懲役刑及び罰金刑が科される。政府役人は、申請から1カ月以内に組合の許可をおろすと言っているが、単独組合（特に公共部門の単独組合）は登録が難しい。たとえば、Syndicat National des Enseignants du Supérieur（全国上級教職員組合）は正式登録をしていない。だが、政府の干渉なしに活動している。

登録した労働組合は、政府の介入を受ける。政府は、交渉できるかどうかで組合を選ぶ。政府の方

針に素直に従う交渉しやすいマイナーな小さな組合を認める傾向が政府にあると非難する単独組合もある。労働法の一部の条項には、その施行令を大統領が発布しないため施行できないものあるいは発効できないものがある。

労働法は、労働者にスト権をはっきり認めているが、この年、労働者がこの権利を行使したのは強制仲裁を受けたケースのみであった。この年にストライキが行われたのは、一部の大学、病院、水道公社、カメルーン弁護士組合、建設機械会社、鉄道公社、およびオートバイタクシー運転手グループであった。仲裁結果の拘束力は強いが、当事者が協力を拒否する場合は法廷強制力を持たないことがしばしばある。そうした仲裁決定が政府や雇用者により覆されたり、単に無視されたりすることはないことではない。スト権を認める法規定は、公務員、刑務所職員、あるいは国家治安維持の担当官には適用されない。ストを行う代わりに、公務員は、抗議すべきことがあれば、該当省庁の担当大臣及び労働大臣と直接交渉せねばならない。

b. 団結権と団体交渉権

憲法と法は、労働者と経営者との間、および各産業部門の労働組合連合と企業連合との団体交渉を認めている。

1月28日、労働社会保障大臣は、グラフィックアート業界における団体交渉協定の調印式に出席した。5月には、労働社会保障大臣は、農業関連業界における団体交渉条約の調印式にも出席した。

労働争議の場合、政府は、一部の労働者団体を選択的に除外し、交渉しやすい労働組合を選ぶ。協定がまとまったとしても、それを実行するメカニズムは確立されておらず、政府と労働組合の間の協定を政府が無視することもある。

例えば、12月に、運輸労働組合は、2008年2月のストのあとに取り決められた約束（ガス料金に引き下げおよび道路輸送者に対する警官や憲兵による嫌がらせの停止）を守らない政府に不満を表した。組合は、政府が再び交渉に応じ、約束を新たにしよう促すため全国的にストライキを打つと脅しをかけた。

憲法と法は、反労組差別を禁じており、その様な差別を行う雇用主には約100万CFAフラン（2,000米ドル相当）の罰金刑を与えるとしている。しかしながら、差別の罪を犯した雇用者は、労働者に差別の償いをする必要はなく、解雇した労働者を復職させる必要もない。MINLESIは、この年、反労組差別の訴えがあったとは報告していないが、労組リーダーに対するハラスメントについての信ずべき新聞報道はあった。

1月、全国医療保険サービス事業者組合のリーダーに雇われていた保育士のマデレイン・ンコウロウは、ストを組織することに積極的であったという理由で南部州エボロアの地方病院を解雇された。彼女はMINLESIに訴えを提出したが、この年の終わりの時点でまだ回答を得ていない。

法は、工業フリーゾーンについては次の規定の適用を除外している。生産性に基づき給与を決める権利、雇用契約締結の自由、外国人労働者に対する労働許可の自動的発給。

c. 強制労働および強制的な労働の禁止

憲法と法は、児童労働を含む強制労働あるいは強制的な労働を禁じているが、実際にはそれが行われていると言う報告がある。刑務所当局は、囚人を民間雇用者との契約で働かせたり、市町村の公共事業の労働者として働かせたりしている。そのような労役から得た収入は通常刑務所職員のポケットに入り、囚人達には分けられない。

北部の地域には、伝統的奴隷労働制が残っている。カメルーンでは、伝統的奴隷労働は違法であり、法は、奴隷を使う者あるいは強制労働のために奴隷の人身売買を行う者に 10 年以上 20 年以下の懲役を科すとしている。しかしながら、北部州の酋長制の村の一部には、かつての奴隷による伝統的な強制労働があると言う信すべき報告がある。たとえば、北部州レイ・ボウバのラミド（伝統的なイスラームの酋長）がその屋敷で伝統的召使を使っていると言う報告があった。ラミドは、2004 年にその息子に代わったが、伝統的召使は残った。それは、文化的理由による選択であったと言われている。

南部州及び東部州では、子供を含む一部のバカ族は、地主の農地で収穫期に無報酬で強制的に働かされるなど地主から不正で略奪的な労役を強いられている。

d. 児童労働の禁止および雇用の最少年齢

一般に、法により、児童は労働搾取から守られており、法は、児童労働搾取違反者に罰金刑もしくは懲役刑を科すと規定している。しかしながら、児童労働の問題は、依然として残っている。政府は、児童の強制労働あるいは強制的な労働を特に禁じているが、実際にはそれが行われていると言う報告がある。

法は、児童の雇用の最少年齢を 14 歳と定め、夜間労働を禁じ、18 歳以下の子供が法的にはならない仕事を列記している。それらには、重いものを運ぶ仕事、危険で健康を害するような仕事、閉鎖された場所での仕事、及び売春などが含まれる。また、法は、児童の労働は、1 日 8 時間を超えることはできないとしている。雇用主は、14 歳から 18 歳の子供には訓練を与えることが求められており、年少者との雇用契約には訓練に関する条項を含めねばならない。児童の夜間労働禁止規定は有効に履行されていない。

児童労働は、主として都市部にある。通常の産業部門以外では、児童は、路上販売、洗車、お茶、バナナ、パームオイルなどのプランテーションでの作業などの家内労働に従事している。鉱山や採石場で働く児童もいる。多くの路上売り子は 14 歳以下である。家事手伝いの子供、売春をしている子供もいる。北部では、貧しい家庭の子供はよその家で金のために家内労働を行っていると言う信すべき報告がある。

最北のマルウアでは、子供にコーランを学ばせるため、および将来「マラブー」にさせるために「マラブー」（伝統的聖人）の所に子供を預ける両親もいる。しかし、その様な子供達は足を鎖につながれ、強制労働を強いられていると言う報告がある。

両親は、児童労働を、伝統であり通過儀礼であるとみている。田舎の子供（特に女子）は、親類の家に家事手伝いとして雇われるが、忙しくて学校に行く時間がほとんどない。農村部では、多くの児童が、小さいころから家の農地で働き始める。一部の NGO によれば、ココアの業界も児童労働

者をやっていると言う。これらの子供達は、殆どが、北部地域又は北西部州の者達である。

社会問題省及び MINRSI が、現行の児童労働に関する法律の執行において、登録企業の現場検査をおこなう責任を負っているが、この年行われた検査は散発的なものであった。政府は、この検査プログラムの効果を上げるために十分な予算を付けていない。さらに、法律における偽装労働禁止は、家事にまで及んでいない。家事は、多くの場合、子供の能力を超えるくらい過酷である。政府は、児童労働のケースを調査するため、約 58 人の一般労働検査官を雇っている。

ILO は、人身売買防止活動に関与している様々な省庁における個々の関係者と共に活動しており、全国的な調査を行い、地方の組織とも協力している。

e. 容認できる作業条件

2008 年 6 月、政府は、全部門の最低賃金を、月 28,246 CFA フラン（56 米ドル相当）に引き上げた。しかしながら、この最低賃金程度では、平均的な労働者とその家族のそこの生活水準に耐えうるものではなかった。MINLESI が、全国レベルの最低賃金を決める責任を負っている。

法は、公共部門及び民間の企業（農業部門を除く）における標準労働時間を週 40 時間と定めた。農業部門およびその関連部門については、48 時間とした。例外は、軍関係と消防士（週 56 時間）、サービス部門（週 45 時間）および家内労働と飲食業スタッフ（週 54 時間）である。法は、少なくとも毎週 24 時間連続の休みを与えるべしとしている。時間外手当は、給与レベルがどのくらいか、また週末か深夜かに応じて、時給の 120%から 150%となっている。過度の強制的労働は禁じられている。MINLESI の検査官が、これらの基準が守られているかをモニターすることになっているが、包括的な検査プログラムのためのリソースを欠いている。

政府が健康と安全のスタンダードを設定する。MINLESI の検査官と専門保健医がこれらのスタンダードのモニタリングを行う。しかしながら、包括的な検査プログラムのためのリソースが欠けている。4 月 28 日、第 13 回職業リスク防止アフリカデーおよび第 6 回労働安全保健ワールドデーの記念式典において、労働社会保障大臣は、労働災害が増えていることに懸念を表明した。9 月 22 日、作業所の保健と安全に関する国家委員会は、職業病リストに載せられる病名を 44 から 99 に増やした。労働者が、雇用契約に支障がない範囲で、健康と安全を脅かすよう労働環境から抜け出す権利に関する法規定はない。

[トップに戻る](#)